

## 憲法改正手続法案の成立についての声明

本日、憲法改正手続法が、参議院本会議において与党などの賛成により可決成立した。

当会は、かねてから、憲法改正手続法案は、①最低投票率の規定がないため、少数の投票者の意思により憲法改正が行われるおそれがあること、②改正案の発議について、「内容において関連する事項ごと」に区分して行うとされているが、どのような場合に内容において関連するのかの基準が曖昧であり、国民の意思が正確に反映される投票方法となっていないこと、③公務員及び教育者の地位利用に対する規制について、罰則の定めはないものの運動自体を禁止しており、国民が広く憲法改正の議論をすることについて萎縮効果を与えること、④改正案の発議から投票まで60日以上180日以内とされているが、憲法改正という重大な問題について国民が十分に情報を得て議論を尽くすには短かすぎること、⑤メディアの報道や有料広告のあり方についても十分な審議が尽くされていないこと等、多くの重大な問題点をはらんでいることを指摘してきた。

そこで、当会は、同法案が本年4月13日に衆議院本会議において強行採決されたことに抗議し、憲法改正国民投票は、主権者である国民が、わが国の最高法規である憲法のあり方について直接意見を表明するという国政上の重大問題であることに鑑み、参議院においては、上記の法案の問題点についてさらに深い議論が

なされるよう、慎重な審議を求める声明を発表した。

しかるに、同法案が、参議院においても、十分な審議が尽くされないまま、短期間で採決されたことは極めて遺憾と言わざるを得ない。憲法改正手続法案が十分な審議を経ていない不備なものであることは、今後の検討課題について18項目にも亘る付帯決議がなされたことから明らかである。

憲法改正手続法の国民投票に関する規定の施行は公布から3年後とされ、また、同法の公布に伴い衆参両院に設置される憲法審査会は、この施行まで憲法改正案の提出、審査は行わないとされている。

当会は、国会に対し、この3年間の間に、附帯決議がなされた事項にとどまらず、憲法改正権者は主権者である国民であるという視点にたち、真に国民の意思を反映した国民投票ができるような法律にするべく抜本的な見直しをなされることを強く要請するとともに、その間、憲法審査会において憲法改正案の大綱や要旨の作成といった、憲法審査会は国民投票に関する規定が施行されるまで改憲案の提出、審査は行わないとの規定を逸脱するような行為がなされないことを求めるものである。

2007年5月14日

東京弁護士会会長 下河邊和彦

## イラク特措法2年延長改正法案に反対する会長声明

政府与党は、昨日、本年7月末日かぎりで期限切れとなるイラク復興支援特別措置法（イラク特措法）を2年間延長する改正案を衆議院で可決し、参議院に送付した。これは、2006年7月に陸上自衛隊がサマワから撤退したのちもなお航空自衛隊および海上自衛隊の活動を継続させることに法的根拠を与えるためのものである。

当会は、過去3回にわたって発した会長声明において、イラク特措法そのものが国際紛争を解決するための武力行使及び他国領土における武力行使を禁じた憲法に違反するおそれが強いこと、また、イラク全土が戦闘地域化しているのに自衛隊をイラクに駐留させることは非戦闘地域における自衛隊の活動を予定したイラク特措法に抵触する疑いがあること、などを指摘した。

この間、イラク侵攻を正当化する理由とされた大量破壊兵器の存在やフセイン政権とアルカイダとの結びつきが、いずれも虚報であることが明らかにされた。そうした中で、多国籍軍に加わった国の多くがイラクから撤退している。

しかるに、政府は、これまで航空自衛隊については

テロや戦闘が続くバグダッドへの輸送を行なってきた。これは、非戦闘地域での活動を想定したイラク特措法に抵触する行為であると言わざるを得ない。また、航空自衛隊の活動内容については全容が明らかにされていないものの、多国籍軍の軍人、兵士等を輸送していることを政府は認めており、こうした活動は多国籍軍の武力行使と一体化されたものとして憲法に違反する疑いが強い。

このように、イラク特措法は違憲の疑いがあるばかりか、諸情勢に鑑みればこの法律を延長する必要はないと言わざるを得ない。

しかるに、衆議院において同法を延長する改正案を可決したことは極めて遺憾と言わざるを得ない。

よって、当会は、イラク特措法の延長に反対し、自衛隊の即時撤退及びイラク特措法の廃止を求めるものである。

2007年5月16日

東京弁護士会会長 下河邊和彦